

令和6年度第2回
三田市都市計画審議会 議案
(諮問事項)

令和6年7月19日

目 次

第 1 号議案 阪神間都市ごみ焼却場（2 号三田市ごみ焼却場）

	の変更（市決定）について	1
諮問文書		2
計画書（案）、理由書		3
総括図、計画図		5
変更前後対照図（参考）、変更前後対照表（参考）		7

諮問事項
【第1号議案】

阪神間都市計画ごみ焼却場
(2号三田市ごみ焼却場)の変更
(市決定)について

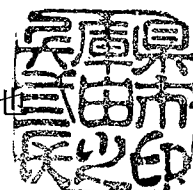
三都政第217号

令和6年7月9日

三田市都市計画審議会

会長 清水 陽子 様

三田市長 田村 克也



阪神間都市計画ごみ焼却場（2号三田市ごみ焼却場）の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（三田市決定）

都市計画ごみ焼却場中 2 号三田市ごみ焼却場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	三田市ごみ焼却場	三田市香下	約 26,900 m ²	ごみ焼却処理施設 120t/24h 粗大ごみ処理施設 14t/5h (面積及び区域 の変更)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

当該施設は、北摂三田ニュータウンの宅地開発による人口急増や北摂三田テクノパークにおける工場の操業開始等に伴うごみの排出増加や多様化に対応するため、平成元年に都市計画ごみ焼却場として都市計画決定されたものである。

位置は、三田市の東部、市街地から約3km離れた市街化調整区域にあり、周辺は山林に囲まれていることから、周辺地域における生活環境等の保全を図ることのできる場所である。

当該地では、すでに平成4年よりごみ焼却場が操業しており、これまで市民等の生活環境及び公衆衛生の保全を図ることで、安全・安心な市民生活の維持に取り組んできたが、すでに稼働から30年以上が経過し、施設の老朽化や、環境負荷への対応が困難となっている。そのため、今後も一般廃棄物の適正な処理を行うとともに循環型社会の形成に向けた新たな処理方法等への対応を可能とするためには、施設の更新を行う必要がある。

今回の変更は、今後も安定した一般廃棄物の処理を行うとともに、環境負荷の低減などを図るために行う施設の更新にともない、区域の変更を行うものである。